

個別の計画策定が望ましいとの回答があったもので、「一体的な策定」「総合計画等での記載」が可能とされたものを除く。

1 策定条件

各府省庁の回答を分権室において整理。多くの計画で複数の理由が提示されている。

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害時等
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 指定区域 ✓ 指定地域 ✓ 指定団体 ✓ 要件該当
<ul style="list-style-type: none"> ➤ その他条件 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要が生じたとき ✓ 申込のあった場合 ✓ 要請のあった場合 ✓ 私人が一定の行為を怠っているとき
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 策定が自治体の任意であること

2 策定主体

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政委員会（農業委員会）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 固有の資格外 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業主
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 共同策定 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市町村間 ✓ 都道府県・市町村 ✓ 全国の点在する複数地方公共団体
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公民共同 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業者 ✓ 商工会・商工会議所
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自治体の附属機関等（協議会）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校

3 計画の種類（1） 計画類型

➤ 権利義務

- 規制措置の計画
- 権利設定の計画
- 権利変動の計画

➤ 特別の権利設定(特許)

➤ 事業（プロジェクト）

- 費用負担
 - ✓ 営農者と事業参加者

➤ 基準

- 財政措置
 - ✓ 予算補助と紐づく

➤ 交付金の納付の特例のための計画

➤ 税制措置

- 自治体にとっての特例制度の計画
 - ✓ 特区

4 計画の種類（2）

特別な措置（税財政措置・法制措置）との関係

5 計画の内容（3）総合計画との関係

- **策定主体の違い**
✓商工会・商工会議所と共同
- **目的、内容、手続が総合計画と異なる**
✓産地ごとの具体的取組
✓法の目的
✓上位計画との関係
- **計画期間が総合計画と異なる**

6 内容の特殊性・専門性・個別具体性

- **事業ごとの計画**
- **土地ごとの計画**
✓土地に関連する記載内容(所在地、私人の氏名・権利等)
- **集落ごと**
- **場所ごと**
- **区域ごと**
- **対象ごと**
- **事案ごと・ケースごと**
- **内容の特殊性**
- **内容の専門性**
- **連携先が多岐**

7 策定手続

- | |
|--|
| ➤ 関係者
✓意見聴取(負担金を徴収する関係者)
✓意見聴取
✓同意 |
| ➤ 市町村
✓意見聴取
✓同意 |
| ➤ 協議
✓市町村と協議 |
| ➤ 公表・公告・縦覧 |
| ➤ 公表義務 |
| ➤ 附属機関等（協議会）付議・協議 |
| ➤ 附属機関（審議会）付議 |
| ➤ 附属機関（会議）が案の策定 |

8 計画間調整

- 国方針と都道府県計画
- 都道府県計画と市町村計画
- 上位計画

9 関与

国の関与

- 国の審査（届出と変更命令）
- 国の認定
- 国の同意
- 国の指導（固有の資格外）
- 予算措置と紐づく

都道府県の関与

- 都道府県の認定
- 都道府県の認可
- 都道府県の同意

10 計画期間

- 事業ごとに計画期間が様々
- 随時変更性
- 総合計画と一致しない・他の地域振興立法と期限が異なる

11 計画の地域限定性

- 特定の区域・地域
 - ✓特定の区域
 - ✓特定の地域（集落）
 - ✓特定の地域（要件該当）
 - ✓特定の市町村（指定）

地域振興立法関連

- 他の地域振興立法との対象地域の違い

12 今後の策定・改定

- 近年実績がない
 - ✓近年、更新なし
- 策定済み
 - ✓今後、定期的に見直しなし
 - ✓今後、策定なし
- 現在自治体の事業なし